

建築物等の解体等における石綿使用の事前の調査 及び調査結果の掲示のお願い

元請業者等※及び発注者の皆さまへ ※元請業者及び自主施工者

解体等の作業を行う場合は、工事関係者はもとより、現場の周辺住民の不安の解消の観点からも石綿使用の事前調査を実施し、事前調査の結果を掲示することが義務づけられています。

事前調査

石綿障害予防規則

- 建築物、工作物、鋼製の船舶の解体等作業を行うに当たっては、事前に当該建築物等に石綿が使用されているか調査しなければなりません。

大気汚染防止法

- 解体等工事の元請業者等は、石綿使用の有無について事前に調査しなければなりません。また、調査結果を発注者に書面で説明しなければなりません。加えて、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを3年間保存しなければなりません。

建設リサイクル法

- 分別解体に係る施工方法に関する基準として、事前に、特定建設資材に付着した吹付け石綿等の有無を調査しなければなりません。

事前調査をせず、その結果、適切な対策をしないで解体等の作業を行った場合、甚大なアスベスト被害の発生が懸念されます。

・事前調査の記録の写しを現場に備え置くことも必要です。

・コンクリート
・コンクリート及び鉄から成る建設資材
・木材
・アスファルト・コンクリート

結果掲示

石綿障害予防規則

- 工事施工業者は、建築物又は工作物の解体等を行う作業場には、次の事項を掲示しなければなりません。
 - 1 石綿等の有無の調査を終了した年月日
 - 2 石綿等の有無の調査を行った部分及び材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した場合、その判断の根拠

大気汚染防止法

- 解体等工事の元請業者等は、解体等工事の場所に、次の事項を掲示しなければなりません。

- 1 調査結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- 2 解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 調査を終了した年月日
- 4 調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び建築物石綿含有建材調査者等に調査を行わせたこと)
- 5 解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

掲示の例は裏面を参照願います。

【問合せ先】

- 石綿障害予防規則関係
新潟労働局労働基準部健康安全課 025-288-3505
各労働基準監督署
- 建設リサイクル法関係
新潟県土木部技術管理課 025-280-5391
各県地域整備部、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、三条市、柏崎市
- 大気汚染防止法関係
新潟県環境局環境対策課 025-280-5155
各県健康福祉環境部環境センター
新潟市環境部環境対策課 025-226-1367

新潟県アスベスト対策連絡会議

(事務局:新潟県環境局環境対策課)

掲 示 の 例

事前調査の結果の掲示については、工事関係者のみならず
周辺住民にも見やすい場所に掲示する必要があります。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告※1、
労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び
大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、
解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:〇〇〇〇解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	〇〇 労働基準監督署 新潟 都・道・府(県) 〇〇(市)区	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇不動産(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調 査 終 了 年 月 日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 新潟県〇〇市〇-〇
看 板 表 示 日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
解 体 等 工 事 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			住所 新潟県〇〇市〇-〇
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL x x - x x x - x x x x
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法			調査を行った者(分析等の実施者)
(除去)・囲い込み・封じ込め・その他			氏名又は名称及び住所
集じん・ 排気装置	機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置 型式:〇〇〇-2000 設置数:〇台	事前調査・試料採取を実施した者
	排気能力(m³/min)	〇〇m³/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:新潟県〇〇市〇〇-〇〇
	使用するフィルタの種類及びその 集じん効果(%)	HEPAフィルタ 補修効率:99.97% 粒子径:0.3µm	分析を実施した者 ②〇〇分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:新潟県〇〇市〇〇-〇〇
使用 する 資 材 及 び そ の 種 類			その他事項
・湿潤用薬液:〇〇〇〇 固化用薬液:〇〇〇〇 ・隔離用シート(厚さ:床〇mm、その他〇mm)・接着テープ 等			調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以
その他の石綿(特定粉じん)の 排出又は飛散の抑制方法			下の判断根拠を表す
(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層を被覆する封じ込め工法※2 (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法※2			①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
備考:その他の条例等の届出年月日			⑤材料の製造年月日
新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例(令和〇〇年〇月〇日届出)			

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の
建築物の改修等工事等の場合。事前調査結果の都道府県等への報告は令和4年4月1日施行
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

調査分析した結果、石綿が含有していなくとも表示は必要です。
A3以上の大きさに掲示することが必要です。